

公衆浴場の維持管理に必要な措置

定期的に確認しましょう。

1. 営業施設の管理に関すること

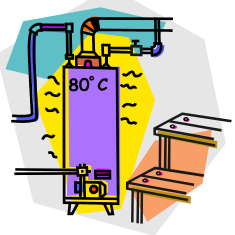
営業者の 責務	内容
施設全般の 管理	➤ 施設及び設備は、清掃及び消毒を行い、ねずみ及び衛生害虫等の適切な防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと。 ➤ 適当な場所に清掃用具及びごみ箱を備え付けること。 ➤ 施設内の各場所は、常に十分な照度を保つこと。 ➤ 設備及び器具は、定期的に保守点検し、常に適正に使用できるよう整備すること。 ➤ 入浴料金・営業時間・入浴者の心得その他必要な事項を入浴者の見やすい場所に掲示すること。 ➤ 善良な風俗の保持に努めること。
脱衣室の 管理	➤ 脱衣室及び浴室は、脱衣又は入浴に支障のない温度に保ち、かつ、換気を十分に行うこと。 ➤ 脱衣室は、床面を常に適度に乾燥させておくとともに、入浴者の利用に供する足ふきマット等を消毒したものと適宜取り替え、常に清潔で衛生的に保つこと。 ➤ 入浴者の衣類や貴重品等の盗難防止を図ること。 ➤ 入浴者にタオル・くし・ヘアブラシ等を貸与し、又は供与する場合は、新しいもの又は消毒したものとすること。 ➤ 飲料水供給設備は、飲用に適する旨を見やすい場所に表示すること。 (供給水が、水道水でない場合には、1年に1回以上水質検査を行い、その記録を3年以上保存すること。)



2. 浴室の管理に関すること

営業者の責務	内容
洗い場の管理	➤ 入浴者にかみそりを貸与又は供与する場合は、新しいものとし、かみそり廃棄用の容器を備え、使用済のかみそりは放置させないこと。 ➤ 洗い場には、適当な数の湯おけ及び腰掛けを備え、これらを常に清潔に保つこと。 ➤ 打たせ湯及びシャワーには、循環水を使用しないこと。 
浴槽の管理	➤ 浴槽水は、<u>常に適温を保つとともに、常に満杯状態に保ち、かつ、十分に湯水を供給することによりあふれさせ、清浄に保つこと。</u> ➤ 浴槽水は、<u>毎日1回以上完全に入れ換え</u>、浴槽の清掃及び消毒を行うこと。（循環ろ過により24時間以上連続して使用する場合は、<u>1週間に1回以上定期的に完全に入れ換え</u>、浴槽の清掃及び消毒を行うこと。） ➤ 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合には、内部を定期的に清掃及び消毒を行い、24時間以上連続して使用している循環水を使用しないこと。 ➤ 給湯設備及び給水設備は、1年に1回以上保守点検し、必要に応じ、被覆その他の補修を行うこと。 ➤ 原水及び浴槽水は、規定の水質基準に適合するよう管理すること。
浴槽水の消毒	➤ 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、<u>浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.4mg程度とし、かつ、最大でも1リットル中1.0mgを超えないよう努めるとともに、測定の結果を検査の日から3年間保存すること。</u> （モノクロラミンの場合は結合塩素濃度を1リットル中3mg程度に保つこと。浴槽水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合等には、他の適切な衛生措置を講じること。）
水質検査の実施	➤ 浴用に供する湯水は、それぞれ次の頻度で定期的に水質検査を行うこと。ただし、塩素系薬剤を用いた消毒を行っていない浴槽水については、その頻度は、1年に4回以上とする。 - ア 原水（水道水のみを用いる場合は不要） 1年に1回以上 - イ 毎日1回以上完全に入れ換える浴槽水 1年に1回以上 - ウ 24時間以上連続して循環水を使用する浴槽水 1年に2回以上 ➤ 水質検査の結果は、検査の日から3年間保存すること。その結果が規定の水質基準に適合しない場合は、直ちに、その旨を保健所に届け出ること。

3. 貯湯槽及び循環ろ過等設備の管理に関すること

営業者の責務	内容
サウナ室 サウナ設備 電気浴器 の管理	➤ 入浴者の見やすい場所に入浴上の注意を掲示し、使用中は、入浴者の安全に注意すること。 ➤ サウナ室及びサウナ設備には、利用基準温度を表示すること。 ➤ サウナ室及びサウナ設備は、1月に1回以上保守点検するとともに、サウナ室の温度・湿度を定期的に測定し、その記録を3年以上保存すること。 ➤ 電気浴器は、1月に1回以上保守点検するとともに、絶縁抵抗や接地抵抗等について定期的に検査を受け、その記録を3年以上保存すること。 
貯湯槽等の 管理	➤ 貯湯槽内の原水の温度は、通常の使用状態において摂氏 60 度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏 55 度以上に保つこと。 (レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行う場合は、この限りでない。) ➤ 定期的に貯湯槽の生物膜の発生の防止又は除去を行うための清掃及び消毒を行い、設備に破損がないか、温度計が正常に作動しているか確認すること。 ➤ 調整箱（洗い場の給湯栓又はシャワーに送る湯水の温度を調整するために設ける設備）は、必要に応じて清掃・消毒すること。 ➤ 回収槽の湯水は、浴用に供しないこと。 (回収槽の清掃及び消毒を頻繁に行い、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水の塩素消毒等を行う場合は、この限りでない。) 
循環・ろ過 設備の管理	➤ 塩素系薬剤は、ろ過器の直前に投入すること。 ➤ 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。 ➤ ろ過器と消毒装置は、浴槽に湯水がある時は常に作動させること。 ➤ ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄して汚れを十分に排出すること。 ➤ 循環配管は、1週間に1回以上、適切な消毒方法で生物膜を除去するとともに、1年に1回程度、生物膜の状況を点検すること。 ➤ 集毛器は、毎日清掃及び消毒すること。 ➤ 水位計配管がある場合は、1週間に1回以上清掃を行うこと。 ➤ 配管の状況を正確に把握し、不要な配管は除去する等適切に処置すること。 ➤ シャワーは、1週間に1回以上通水し、シャワーヘッドとホースは半年に1回以上点検するとともに1年に1回以上洗浄及び消毒を行うこと。

4. その他必要な措置

営業者の責務	内容
従事者の衛生管理	➤ 従業者の衛生管理について次の措置を講じること。 ア 衣服を常に清潔に保たせること。 イ 伝染のおそれのある疾病にかかっている者（その疑いのある者を含む）を業務に従事させないこと。 ただし、医師の診断により支障がないと認められた場合は、この限りでない。 ウ 1年に1回以上健康診断を受けさせること。 
衛生管理責任者の設置	➤ 施設及び設備の衛生管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成し、従業者に周知徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。
入浴者にさせてはならない行為	➤ 伝染性の疾病にかかっていると認められる者の入浴 ➤ 泥酔者など他の入浴者の入浴に支障を与えるおそれのある者の入浴 ➤ 浴槽内で体を洗うこと、浴室で洗濯をすることその他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為 ➤ おおむね7歳以上の男女の混浴 
その他	➤ 営業の許可を証する書類（許可証）を見やすい場所に掲示すること。

☆浴用に供する湯水の水質基準☆

	項 目	原水（水道水以外の湯水）	浴 槽 水
1	濁度	2 度以下	5 度以下
2	有機物（TOC）	3mg/L 以下	8mg/L 以下
	過マンガン酸カリウム消費量※	10mg/L 以下	25mg/L 以下
3	大腸菌	検出せず	1 個/ml 以下
4	レジオネラ属菌	10CFU/100ml 未満 （検出せず）	10CFU/100ml 未満 （検出せず）
5	色度	5 度以下	
6	pH	5.8 以上 8.6 以下	

※塩素化イソシアヌル酸を使用して消毒している等、有機物（TOC）の測定が適さない場合は、代わりに過マンガン酸カリウム消費量を測定してください。



お問合せ先
松山市保健所 1 階 生活衛生課 生活衛生担当
〒790-0813 松山市萱町 6 丁目 30-5
TEL：911-1807 FAX：923-6627

